

ふれあいの里つじわら介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業利用基本契約書

みえなか農業協同組合の第1号通所事業サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の自立を支援するとともに、生活の質の向上を図り、家族と安心して日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

第2条 (サービスの種類と変更)

事業者は利用者に介護保険対象となる第1号通所事業サービスを提供します。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

第3条 (第1号通所事業計画書の作成、交付)

事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて解決すべき課題の把握を行うとともに、利用者の「介護予防サービス計画(予防ケアプラン)」に沿って「第1号通所事業計画書」を作成します。

2 事業者は「第1号通所事業計画書」を作成・変更した場合は、利用者に説明し同意を得た上で、「第1号通所事業計画書」を交付します。

第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

2 利用者から更新拒絶の意思表示がされた場合は、事業者は、利用者の必要に応じ、他の業者の情報を提供するなどの措置をとります。

第5条 (利用者負担金等・支払方法)

サービスに対する利用者負担金等の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載するとおりとします。契約期間中に関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

2 利用者負担金等の支払は、原則として月末締切の翌月25日(ただし、25日が休日の場合は翌営業日とする)とし、契約者(または代理人)名義の当JA貯金口座振替(貯金口座振替依頼書に基づく)で処理させていただきます。

第6条 (利用日の中止・変更及びキャンセル料)

利用者は、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、利用日の2日前までに事業者に連絡するものとします。

2 前日または当日に利用の中止の連絡があった場合は、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。

第7条 (サービス提供の記録等)

事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを2年間保管します。

- 2 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求められます。

第8条 (守秘義務等)

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第9条 (苦情対応)

利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第10条 (契約の終了)

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- (3) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (4) 第4条の規定により更新拒絶の意思表示がされた場合
- (5) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第11条 (利用者の解約権・解除権)

利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

第12条 (事業者の契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) サービス利用料金の支払いが3か月以上滞納し、相当期間を定めた催告にも

かかわらず、その期間内に支払いがない場合
(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

第13条 (介護保険給付限度額を超過する場合)

この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですが、要支援度別に定められている介護保険給付限度額を超過する場合の各種サービス利用分については、超過分につき全額自己負担となります。

第14条 (損害賠償責任)

事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合は、この限りではありません。
- 3 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第15条 (利用者代理人)

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

第16条 (表明保証)

利用者・上記代筆者または事業者は、現在および将来において、次の事項について表明し保証します。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団等」という。）ではないこと
- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有しないこと
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

第17条 (本契約の解除)

利用者・上記代筆者または事業者が前条各号に違反する場合、あるいは利用者・上記代筆者または事業者（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該利用者・上記代筆者または事業者の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に付随する契約、その他合意の全部もしくは一部を解除することができます。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

第18条 （免責）

前条の規定に基づき解除をされた利用者・上記代筆者または事業者に損害が生じたとしても、相手方は損害賠償金、補償金その他名目を問わず、当該利用者・上記代筆者または事業者に対して、なんらの金員も支払う義務を負わないものとします。

第19条 （協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和____年____月____日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

上記代筆者（代筆者を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 ____）

私は本人の契約意思を確認しました。

事業者

住 所 三重県松阪市豊原町 1043 番地の 1

名 称 みえなか農業協同組合

代表者氏名 代表理事組合長 山本 清巳

第1号通所事業サービスにかかる重要事項説明書

1 事業所

名称 ふれあいの里つじわら
住所 松阪市辻原町 97 番地 3

2 事業の目的と運営方針

(目的)

介護支援が必要と認定されたご利用者の予防ケアプランに基づき、当事業所の介護職員等による第1号通所事業サービスを実施します。介護職員等は、介護支援が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、利用者の自立を支援するとともに、生活の質の向上にはかり、家族と安心して日常生活を営むことができるよう介護予防通所介護サービスを通じて援助を行います。

(方針)

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- 人間らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

3 サービス提供事業（ご利用事業所）

介護予防 通所介護	介護保険事業所番号	24A0701672 号	
	住所	松阪市辻原町 97 番地 3	
	管理者名・連絡電話番号	福山 浩隆	TEL 0598-36-1155
	サービス提供地域	松阪市(平成16年12月31日現在における一志郡嬉野町一部・三雲町を除く。)	

4 ご利用事業所の職員体制

職種	人員
管理者	1名（常勤兼務1名）
看護職員	5名（常勤専従1名、非常勤専従4名）
生活相談員	2名（常勤兼務2名）
機能訓練指導員	6名（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤兼務4名）
介護職員	11名（常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤専従8名）

5 営業日・営業時間

営業日及び営業時間は以下の通りです。

平日（月～金）	土・日曜日	休祭日
8:30～17:00	定休日	8:30～17:00

6 サービス利用基本料金および利用者負担

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（第1号通所事業 1ヶ月につき）

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割又は所得に応じて2割・3割を負担していただきます。

要介護度	基本料金	各種加算
事業対象者 要支援1	17,980円	①運動器機能向上加算 = 2,250円/月 ②科学的介護推進体制加算 = 400円/月 ③口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ = 200円/6ヵ月
事業対象者 要支援2	36,210円	④口腔機能向上加算Ⅰ = 1,500円/月 ⑤サービス提供体制加算Ⅲ = 要支援1 : 240円 = 要支援2 : 480円 ⑥介護職員処遇改善加算Ⅲ = 利用単位の2.3% ⑦介護職員等ベースアップ等支援加算 = 利用単位の1.1% ⑧介護処遇改善加算Ⅳ = 利用単価の6.4%

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス

項目	金額	内容
昼食代	680円	1食あたり（おやつ代含む）食材料費
オムツ代	その都度実費	リハビリパンツ・オムツ・パッド等
日用品費	その都度実費	レクリエーション材料費等
行事費	その都度実費	外出・外食等

(2) サービス提供地域外の場合の交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費は次の金額を徴収します。

1キロメートルあたり 25円

(3) 介護保険給付限度額超過の場合

要介護度別に定められている介護保険給付限度額を超過するサービス提供分については、超過分につき全額自己負担となります。

(4) 利用者負担金等の支払

月末締切の翌月25日（ただし、25日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の当JA貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者を支払い、利用者はその後市町村から保険給付分（9割）を受けとることになります。）

(5) キャンセル

- ① キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の2日前まで	かかりません
サービス利用日の前日	利用者負担金の月額の 50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の月額の 100%

- ② 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（2日前までに）次の連絡先までご連絡ください。

キャンセル連絡先	TEL 36-1155
----------	-------------

7 第1号通所事業計画の作成とサービス記録

- ① 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、第1号通所事業計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- ② 事業者は、第1号通所事業計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

8 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

通所介護 相談窓口	TEL 0598-36-1155	(対応者) 福山 浩隆
松阪市役所 介護保険課	TEL 0598-53-4091	
国民健康保険団体連合会	TEL 059-222-4165	

9 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医 (かかりつけ医)	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

10 損害賠償責任

サービス提供中に事故により利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発

生じた場合は、以下にあげる保険の範囲内で速やかにその損害を賠償します。

通所介護サービス	賠償責任保険（共栄火災海上保険株式会社）
通所介護サービスに伴う送迎中	自動車共済（JAみえなか）

1 1 高齢者虐待防止の対応

高齢者の虐待防止に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	TEL 0598-36-1155	対応者 福山 浩隆
------	------------------	-----------

事業所は、虐待防止の発生またしその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

1 2 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、業務や職場において行われる性的な言葉又は優越的な関係を背景とした言葉であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じるものとします。

1 3 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号を掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）おおむね6月1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底をします。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

令和 年 月 日

○利用者

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○上記代筆者（代筆者を選定した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

○説明者

所属事業所 ふれあいの里つじわら

氏 名 _____ 印